

日本医療機器学会第1種滅菌技師認定制度

平成12年7月7日設立

日本医療機器学会第1種滅菌技師認定制度規則

第1章 総則

第1条 この制度は、医療施設に関連した滅菌供給業務に精通し、安全性の確保・滅菌器の管理・滅菌業務の指導をおこなうことができる技士を養成することを目的とする。

第2条 前条の目的を達成する為に、滅菌技士認定委員会(以下認定委員会という)、その他必要な委員会を置くことができる。

第2章 認定委員会

第3条 認定委員会は、第1条に掲げる目的を遂行する為に必要な事項を所掌する。

第4条 認定委員会の構成は、以下のとおりとする。

- 1)日本医療機器学会評議員若干名
- 2)専門委員若干名

第5条 認定委員会委員の任期は2年間とし、再任を妨げない。

第6条 認定委員会委員長は日本医療機器学会理事会(以下理事会)の議を経て日本医療機器学会理事長(以下理事長)が任命し、委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。認定委員会委員は、委員長の推薦により、理事会の議を経て理事長が任命する。

第3章 認定資格

第7条 第1種滅菌技師の認定申請ができる者は第2種滅菌技士認定者で、第1種滅菌技師認定学科講習を修了(筆記試験に合格)し、第1種滅菌技師認定実技講習を修了した者とする。学科講習を修了したものでなければ、実技講習は受講できない。

第4章 認定方法

第8条 第1種滅菌技師の認定を希望する者は、学科講習および実技講習を修了し、以下の書類を認定委員会に提出する。

- 1)第1種滅菌技士認定申請書

2)認定料

第9条 認定委員会は、第1種滅菌技師認定学科講習会および認定実技講習会を毎年1回以上開催する。

第10条 認定委員会は、毎年1回申請書類および学科講習会並びに実技講習会の受講結果を総合的に評価・審査する。

適格者には日本医療機器学会が第1種滅菌技師認定証を交付する。

第5章 認定の更新

第11条 第2種滅菌技士認定資格を更新することより、とくに第1種滅菌技師認定資格更新手続きは必要としない。

第6章 認定資格の喪失

第12条 第1種滅菌技師は、以下の事由により、その資格を喪失する。

- 1) 正当な理由によって資格を辞退したとき
- 2) 日本医療機器学会会員資格を喪失したとき
- 3) 申請書類に虚偽が認められたとき
- 4) 第2種滅菌技士の認定更新をおこなわなかったとき
- 5) 第1種滅菌技師としてふさわしくない行為の認められたとき

第7章 本制度の運営

第13条 この規則に規定するものの他、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

第8章 規則の改廃

第14条 この規則の改廃は、認定委員会の提案により理事会の議を経て決定し、評議員会および総会に報告する。

付 則

- 1) この規則は、平成15年7月1日から施行する。

細 則

細則1 認定料 : 認定料は 20,000 円とする。

細則2 認定資格取得講習料 : 学科講習料は 30,000 円とする。

実技講習料は 30,000 円とする。

細則 3 学科講習の修了資格は、終了後 2 年間に行われる実技講習を受講しないと失効するものとする。